

6. 景観重要公共施設の整備に関する基本事項（法8条第2項第4号関係）

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、農地、森林等とともに、景観を構成する重要な要素の一つです。景観法では、景観上重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、景観上のルールである「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができます。

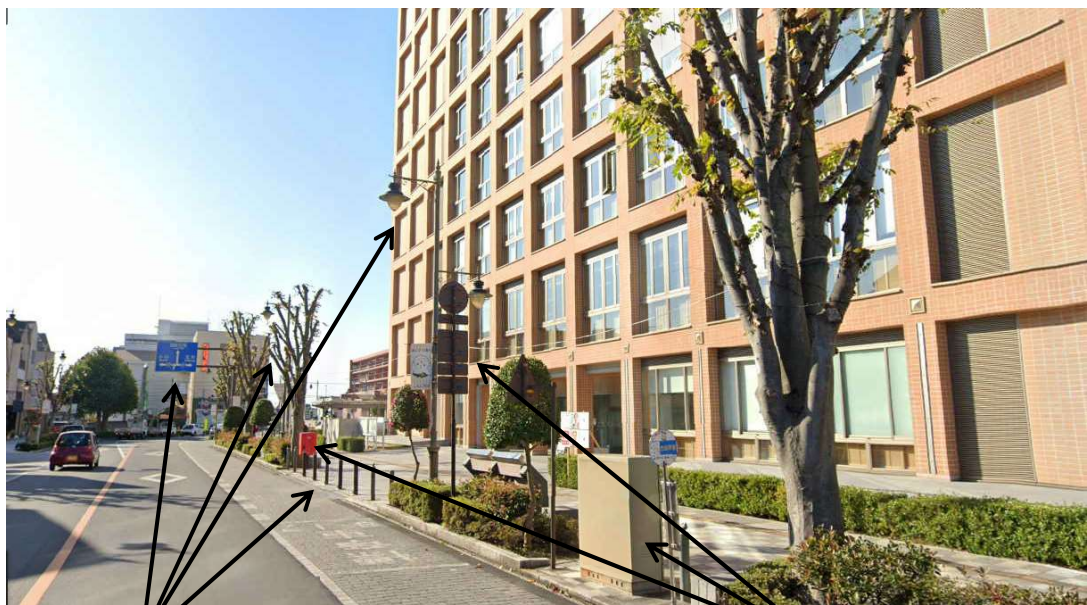
「整備に関する事項」と「占用等の許可の基準」は、道路や道路上の設置物が満たす必要のある景観上のルールですが、次のような違いがあります。

「整備に関する事項」…市や県等が、道路や道路附属物を整備する際に満たす必要のある景観上のルール

「占用等の許可の基準」…市や県等の道路管理者以外の個人や法人等が、道路占用許可を取得して道路上に設置物を設置するにあたって満たす必要のある景観上のルール

なお、道路占用許可は、道路上の設置物について、通行への支障の有無や安全性について審査するものです。

「占用等の許可の基準」を定めることで、設置物について景観の観点からも審査することとなります。



市や県が、道路を整備したり、道路案内標識や照明、ポラード、街路樹といった道路附属物を設置する場合、「整備に関する事項」を満たす必要があります。

市や県以外の個人や法人等が、郵便ポストや交通規制標識等を設置する場合、「占用等の許可の基準」を満たす必要があります。

6-1 対象公共物

5-2で示した重点エリアの区域や、この区域において主要地方道桐生岩舟線や市道1級1号線の拡幅整備が進んでいることを踏まえ、下記の道路の区域を指定します。

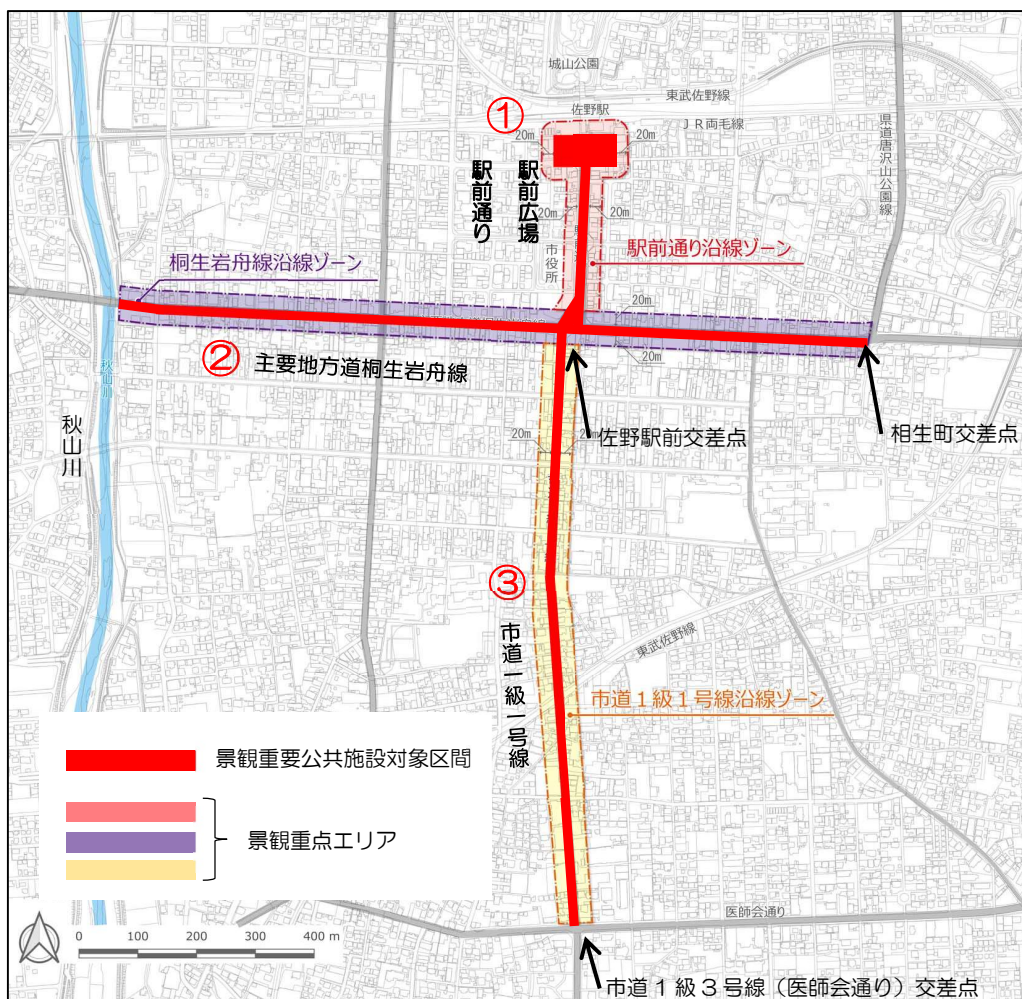
- ① 駅前広場及び一般県道佐野停車場線（駅前通り）の全線
- ② 主要地方道桐生岩舟線の秋山川左岸～相生町交差点の区間で景観形成

重点エリアの区域

- ③ 市道1級1号線の佐野駅前交差点～市道1級3号線（医師会通り）

交差点の区間で景観形成重点エリアの区域

※重点エリアの追加指定等の状況を踏まえ適宜追加指定を検討します。



6-2 景観重要公共施設についての景観形成の方針

道路等の公共施設は景観の骨格をなし、まちなみにおけるランドマークや、地域のシンボルとなるものであり、まちづくりや良好な景観形成における、先導的な役割を担っているものです。

このことから、道路の整備に当たっては、重点エリアにおける景観形成の基本方針や各ゾーンの基本方針に沿った景観を形成・維持していくために、景観形成に資する取組を行います。

- 重点エリアの景観形成の基本方針
- 周囲の景観と調和した秩序ある沿線景観の形成
 - 佐野の個性やおもてなしを感じさせる景観の形成

- 各ゾーンの基本方針
- ① 駅前通り沿線ゾーン
歩いて楽しい華やかな駅前景観の形成
 - ② 桐生岩舟線沿線ゾーン
魅力的で賑わいのある沿線景観の形成
 - ③ 市道Ⅰ級Ⅰ号線沿線ゾーン
落ち着きとゆとりある沿線景観の形成

6-3 整備に関する事項、占用等の許可基準の対象となる占用物件例

- 舗装、自転車通行帯、街灯（柱）、信号（柱）、道路標識（柱）、道路案内標識（柱）、横断幕掲出物件、街路樹、植栽、彫刻、車止め、柵、ラバーポール、電線共同溝地上器、ベンチ等のストリートファニチャー、公衆電話、バス停等

6-4 整備に関する事項および占用等の許可基準

道路や道路上の設置物は、景観形成の方針に基づき、以下に従って設置します。

基 準		整備に関する事項	占用許可基準	
3 路線 共通の 事項 ・ 基準	① 電柱、電信柱、電線は無電柱化（地中化、裏配線等）する。		○	
	② 周辺環境や既存の道路設置物、占用物との調和や整合性を図る。	○	○	
	③ 高さや面積等は可能な限り最小化する。	○	○	
	④ 設置間隔は可能な限り等間隔とする。	○	○	
	⑤ 代替可能な場合は、より目立たないものを使用する。	○	○	
	⑥ 集約化が可能なものは集約する。	○	○	
	⑦ 絵やレリーフ等による過度な装飾はしない。色や意匠は路線ごとで統一または似ているものを使用する。	○	○	
	道路照明や車止め、電線共同溝地上器、信号機等の設置物の色や材質は、既存の色や「道路構造物等の塗装色基準について（技管第 466 号 平成 31 年 3 月 27 日）」を踏まえ、原則として、その全部または一部について青銅色の天明鋳物を使用するか、下記に示すマンセル値で塗装する。 ・道路照明、車止め、柵、信号機等：(5B6 3/2) ⑧ ・電線共同溝地上器：(7.5GY 5/2) ・道路標識や横断幕掲出物件の支柱や板の裏面については、原則として、ダークブラウン（10YR 2/1）とする。 		○	○
	⑨ 道路照明等にフラッグポールを設置する場合は、道路照明等の被設置物の色と同等の色とする。	○	○	
	⑩ 原則として、自転車通行帯やスクールゾーン等のカラー舗装については、通行帯の全幅ではなく一部（線状）とする等最低限とする。	○		
	⑪ 街路樹（中高木）については、既存のものを維持管理する場合を除き、新たな植樹は原則行わない。	○	○	
	⑫ 点字ブロックの色については、視認性の確保から黄色とする。	○	○	
	⑬ 駅前通り、主要地方道桐生岩舟線、市道Ⅰ級Ⅰ号線の 3 路線が交わる交差点では、それぞれの道路上の設置物や舗装の形態意匠の整合を図る。	○	○	

駅前 広場の 事項・ 基準	⑭	舗装にあたっては、既存のもの（下記の写真と同等か類似のインターロッキングブロックや平板ブロック、アスファルト）を使用し、意匠の連続性を確保する。 	○	○
一般県道 佐野停車 場線（駅 前通り） の事項・ 基準	⑮	舗装にあたっては、既存のもの（下記の写真と同等か類似のインターロッキングブロックや平板ブロック、アスファルト）を使用し、意匠の連続性を確保する。 	○	○
主要 地方道 桐生岩舟 線の 事項・ 基準	⑯	・旧例幣使街道であることや蔵造の歴史的な建築物も立地していることから、道路附属物や占用物の意匠は、落ち着いたシンプルなものとする。 ・舗装にあたっては、既存のもの（下記の写真と同等か類似のインターロッキングブロックやアスファルト）を使用し、意匠の連続性を確保する。 	○	○
市道 Ⅰ級Ⅰ号 線の 事項・ 基準	⑰	・住宅環境に配慮した道路照明（反射型の街灯や色温度が3000～3500K程度）などにより落ち着きやゆとりある空間を創出する。 ・舗装にあたっては、下記の写真と同等か類似のインターロッキングブロックや平板ブロック、アスファルトを使用する。 	○	○

※道路法に基づく占用許可が不要な場合は対象外とする。

※マンホール、仕切弁筐等は対象外とする。

※電柱、電信柱、電線については、最終的に無電柱化されるまでに生じる新設、維持、修繕、更新については、①と⑧の項目は対象外とする。

※交通の安全に配慮する場合や、法令で仕様が定められている場合はこの限りではない。また、この基準以外に、既に定めた協定、基準等がある場合は整合を図る。

代表例

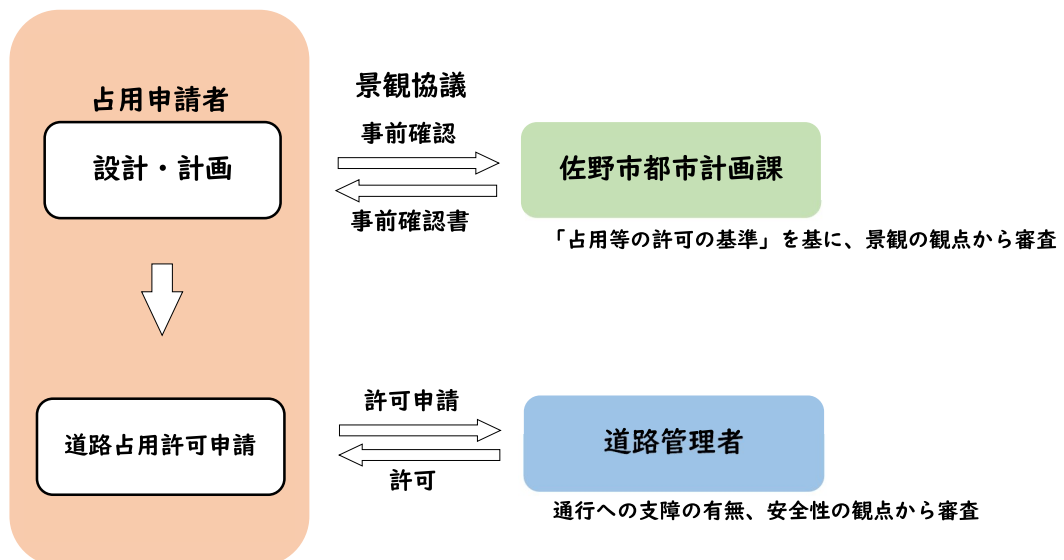
- ・道路案内標識は必要最低限とし、設置する場合も面積の最小化や、道路照明等他の設置物との集約を図る。
- ・植栽する場合は低い樹種にする。
- ・道路照明や柵の色・意匠の系統をそろえたり、交差点部で互いの道路の設置物の色・意匠の系統を近づける。

6-5 景観重要公共施設を整備する際の手続きの流れ

- ・道路管理者が、道路や道路附属物を新設（道路の拡幅を含む）する場合は市都市計画課と景観協議を行います。
- ・新設以外の維持、修繕、更新や仮設の場合は景観協議不要だが、整備に関する事項の基準は満たすものとします。

6-6 景観重要公共施設における道路占用許可の手続きの流れ

- ・新設の場合は、占用者と市都市計画課との景観協議が必要なものとします。
- ・新設以外の維持、修繕、更新の場合は、景観協議不要だが、占用許可基準は満たすものとします。
- ・道路法に基づく占用許可が不要な場合は、景観協議は不要とします。



7. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

(法第8条第2項第3号関係)

地域の良好な景観において重要な役割を担っている建造物や樹木については、必要に応じて、所有者や関係者と十分な協議の上、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、適切な保全と活用を図ります。

- 地域の特徴的な景観のシンボルとなっており、親しまれている建造物や樹木
- 歴史的、文化的に価値が高いと認められる建造物や樹木
- 周辺の整備に合わせて一体的な景観形成が望まれる建造物や樹木

8. 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項 (法8条第2項第4号関係)

本市は栃木県屋外広告物条例により、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的に、屋外広告物の設置、管理等について規制誘導してきました。

引き続き、屋外広告物の現況調査等を実施し、市内の掲出状況の把握に努め、適切な屋外広告物の規制誘導を図ります。

9. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

(法8条第2項第4号関係)

農業振興地域内において、景観と調和の取れた良好な営農条件の環境を維持し、農山村地域に特有な景観の保全・創出を図るため、農業振興地域整備計画と整合性を図りながら、景観農業整備計画を策定することができます。本市は、良好な営農環境に恵まれた魅力ある農村景観を多数有しているため、策定の必要性を検討していきます。